

けんぽたより

volume **36**
平成30年 夏号

三井住友海上健康保険組合

被扶養配偶者 **および** 任意継続者健診のご案内

見本

これが健診のご案内です! (実物は白とオレンジ色)

135-0001
東京都江東区〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

三井住友 花子様

料金後納郵便

親展

三井住友海上健康保険組合

健康診断案内 在中

必ず内容をご確認ください Important information for your health checkup.

予約受付期間

平成30年6月25日～平成31年1月31日

健診受診期間

平成30年7月9日～平成31年2月28日

費用 (指定項目)

無料 (健保組合全額負担)

健診案内DM

健診案内を紛失したり9月になっても届いていない方は、11月1日までに当健保組合にお申し出ください。11月2日以降は再発行できません。

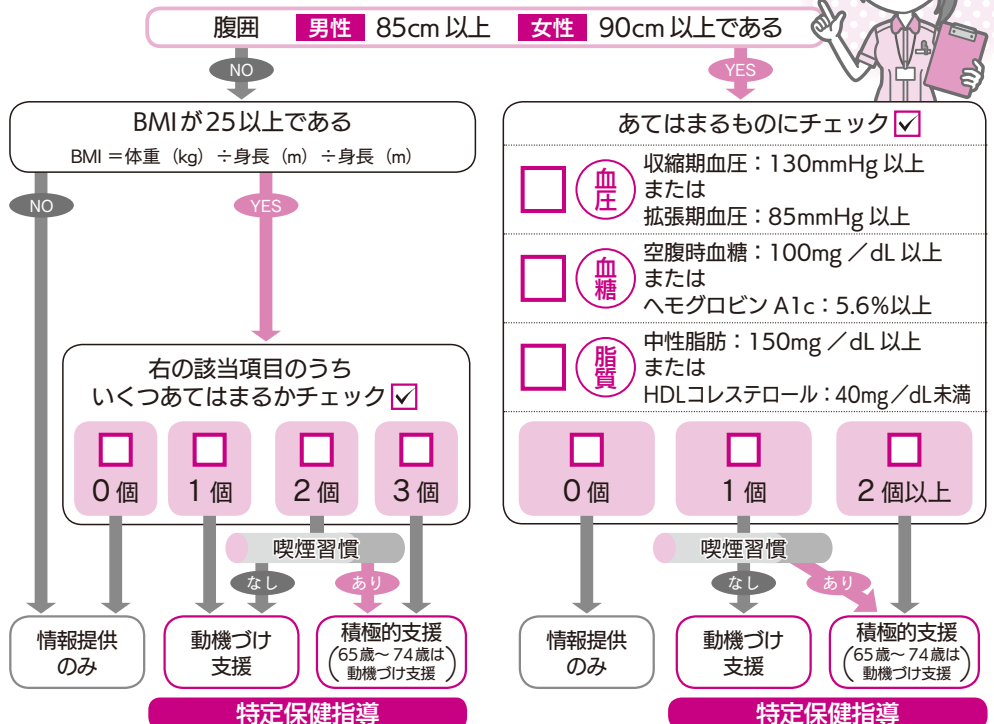
早めにお申し込みいただくと、希望の日時でのご予約がとりやすくなります。

この健診は、今年度の案内を受け取っていても、受診日に資格喪失している方は受けることができません。また、3月以降に受診 (予約変更) された方は、全額自己負担 (35歳以上の場合、約4～5万円) となりますので、ご注意ください。 ※配偶者以外の被扶養者 (40歳以上) の特定健診は、健保組合ホームページにご案内を掲載しておりますので、ご覧ください。

特定保健指導のお知らせが届いたら、必ず指導を受けてください!

特定保健指導とは、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するものです。内臓脂肪型肥満に高血圧、高血糖、脂質代謝異常が組み合わさったメタボリックシンドロームと呼ばれる状態は、動脈硬化が進行しやすく、心臓病や脳卒中を発症するリスクが高くなります。よって、特定保健指導の対象者は「腹囲またはBMI」「血圧」「血糖」「脂質」の検査数値と「喫煙習慣」の有無から判断して、選定されます。

また、リスクの数に応じて「動機づけ支援」と「積極的支援」の2通りの特定保健指導に分けられています。生活習慣病を未然に防ぐチャンスですので、ぜひ指導を受けてください。



※高血圧症、糖尿病、脂質異常症の治療のための薬を服用中の方は特定保健指導の対象となりません。
※当該年度、積極的支援に該当された方のうち、前年度、積極的支援に該当し、積極的支援を終了した方かつ当該年度の特定健診結果が前年度に比べて一定条件減少している方については、動機づけ支援相当として実施することがあります。